

【記載例 1】

《措法41の5の2適用初年度》

給与所得のみの方が特定居住用財産を譲渡し、その譲渡により生じた損失額を翌年以後に繰り越す場合（措法41の5の2を適用する場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 30,000,000円
 - ・ 「必要経費」 58,000,000円
 - ・ 「所得金額」 △28,000,000円
 （必要経費の内訳）
 - ・ 取得価額 60,000,000円（土地：30,000,000円、建物：30,000,000円）
 - ・ 償却費相当額 3,240,000円
 - ・ 譲渡費用 1,240,000円
- 2 「給与所得」の金額
 - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 3 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額」 50,000,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って売買契約書等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

【令和 5 年分】 名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
 （特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所 <small>（又は 事業所等）</small>	○市△△町×× 1-2-3	フリガナ 氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎	電話 番号	(〇〇〇) ×××-△△△△
------------------------------------	------------------	------------	-------------------	----------	-------------------

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参照してください。
 なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

	合計	建 物	土 地 ・ 借 地 権
資産の所在地番		×市〇〇町△△ 3-2-1	同 左
資産の利用状況		自己の居住用 145㎡	自己の居住用 198㎡
居 住 期 間		H27年 5月 ~ R5年 5月	
譲渡先住所又は所在地		○市××町△△ 3-9-5	同 左
譲渡先氏名又は名称		(株)△△不動産販売	同 左
譲渡契約締結日		R5年 3月 8日	R5年 3月 8日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	（借入先 ○〇銀行） 50,000,000円	
譲渡した年月日		R5年 5月 10日	R5年 5月 10日
資産を取得した時期		H27年 5月 15日	H27年 5月 15日
譲 渡 価 額	②	30,000,000円	円
取 得 価 額	③	30,000,000円	30,000,000円
得 償 却 費 相 当 額	④	3,240,000円	
費 差 引（③ - ④）	⑤	26,760,000円	30,000,000円
譲 渡 に 要 し た 費 用	⑥	1,240,000円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 <small>（② - ⑤ - ⑥）</small>	⑦	△28,000,000円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関与税理士名

（電話）

税務署
整理欄

資産課税部門
個人課税部門

純損失
（有・無）

【租税特別措置法第41条の5の2用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

《第三表》

令和 05 年分の <small>所得税及び復興特別所得税</small> の確定申告書 (分離課税用)		FA2401																				
住所 〇市△△町×1-2-3 フリガナ コクゼイ タロウ フリガナ 国税 太郎		整理番号 一連番号 																				
特例適用条文 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">法</td> <td style="width: 20%;">条</td> <td style="width: 20%;">項</td> <td style="width: 40%;">号</td> </tr> <tr> <td>所法</td> <td>〇法</td> <td>41</td> <td>5の21</td> </tr> <tr> <td>所法</td> <td>〇法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所法</td> <td>〇法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			法	条	項	号	所法	〇法	41	5の21	所法	〇法			所法	〇法						
法	条	項	号																			
所法	〇法	41	5の21																			
所法	〇法																					
所法	〇法																					
(単位は円)																						
収入金額	短期譲渡 一般分 ② 短期譲渡 軽減分 ③ 長期譲渡 一般分 ④ 30000000 長期譲渡 特定分 ⑤ 長期譲渡 軽減分 ⑥ 一般株式等の譲渡 ⑦ 上場株式等の譲渡 ⑧ 上場株式等の配当等 ⑨ 先物取引 ⑩ 山林 ⑪ 退職 ⑫																					
所得金額	短期譲渡 一般分 ⑬ 短期譲渡 軽減分 ⑭ 長期譲渡 一般分 ⑮ △28000000 長期譲渡 特定分 ⑯ 長期譲渡 軽減分 ⑰ 一般株式等の譲渡 ⑱ 上場株式等の譲渡 ⑲ 上場株式等の配当等 ⑳ 先物取引 ㉑ 山林 ㉒ 退職 ㉓																					
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の㉔) △13900000 所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㉕) ㉖ ⑬ 対応分 ㉗ 000 ⑬⑭ 対応分 ㉘ 000 ⑬⑭⑮ 対応分 ㉙ 000 ⑬⑭ 対応分 ㉚ 000 ⑰ 対応分 ㉛ ⑱ 対応分 ㉜ ⑲ 対応分 ㉝ ⑳ 対応分 ㉞																					
税金の計算 ⑰から⑳までの合計 (申告書第一表の㉞)に転記 ⑰ 対応分 ㉟ ⑱ 対応分 ㊱ ⑲ 対応分 ㊲ ⑳ 対応分 ㊳ ㉑ 対応分 ㊴ ㉒ 対応分 ㊵ ㉓ 対応分 ㊶ ㉔から㉕までの合計 (申告書第一表の㉞)に転記 ㉔ 本年分の㉗、㉘から差し引く繰越損失額 ㉙年以後に繰り越される損失の金額 ㉚ ㉕ 本年分の㉛から差し引く繰越損失額 ㉜年以後に繰り越される損失の金額 ㉝ ㉖ 本年分の㉞から差し引く繰越損失額 ㉟年以後に繰り越される損失の金額 ㊱																						
○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>所得の生ずる場所</th> <th>必要経費</th> <th>差引金額 (収入金額 - 必要経費)</th> <th>特別控除額</th> </tr> <tr> <td>長期一般</td> <td>×市〇〇町</td> <td>58,000,000</td> <td>△28,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">差引金額の合計額 ㉞</td> <td>△28,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">特別控除額の合計額 ㉟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額	長期一般	×市〇〇町	58,000,000	△28,000,000		差引金額の合計額 ㉞			△28,000,000		特別控除額の合計額 ㉟				
区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額																		
長期一般	×市〇〇町	58,000,000	△28,000,000																			
差引金額の合計額 ㉞			△28,000,000																			
特別控除額の合計額 ㉟																						
○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ㊱																						
○ 退職所得に関する事項 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>収入金額</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			区分	収入金額	退職所得控除額	一般			短期													
区分	収入金額	退職所得控除額																				
一般																						
短期																						
申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。																						

第三表 (令和四年分以降用) ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

《記載に当たっての留意事項》

申告書第三表の「税金の計算・総合課税の合計額」⑫欄は、第一表の「所得金額等・合計」⑫欄の金額(給与所得の金額(6,100,000円))から「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」④欄の金額(20,000,000円)を差し引いた⑤欄の金額(△13,900,000円)を記載します。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書（令和 5 年分） 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所 <small>（又は 居場所等）</small>	○市△△町×× 1-2-3	フリガナ 氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎
------------------------------------	------------------	------------	-------------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 <small>（「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）</small>	①	28,000,000	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 <small>（①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）</small>	②	28,000,000	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 <small>（「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。）</small>	③	20,000,000	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） <small>（①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）</small>	④	20,000,000	
本年分の純損失の金額 <small>（上記④（※1）、申告書第一表⑫及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表⑳の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）</small>	⑤	13,900,000	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 <small>（それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）</small>	⑥		
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 <small>（それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）</small>	⑦		
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 <small>（⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）</small>	⑧	13,900,000	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 <small>（④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）</small>	⑨	13,900,000	

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。